

会長声明

2010（平成22）年11月4日午前4時5分頃、秋田弁護士会会員の津谷裕貴弁護士が、同弁護士の自宅を訪れた男に襲撃され、刺殺されるという大変痛ましい事件が発生した。

津谷弁護士は、秋田弁護士会会長や、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の委員長を務めるなど、弁護士会の活動にも中心的な役割を果たしてきたものであり、そのような貴重な人材がこのような事件によって失われたことについて、強い衝撃を感じているところである。

報道によると、本件は、津谷弁護士が、かねてより顔見知りであった加害者の妻より依頼を受けて、加害者を相手とする離婚事件の受任したことについて加害者より逆恨みされた結果発生したとのことであり、そうであるとすると、同弁護士はまさに弁護士業務に関連して本件事件の被害者となった可能性が極めて高い。

同年6月2日にも、横浜市において横浜弁護士会所属の弁護士が、担当していた業務の相手方より法律事務所内にて胸部等を刃物で刺され殺害されるという事件が発生しており、今回、再び業務に関連して弁護士が殺害されたことについては、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の業務への重大な挑戦であると言うほかなく、強い憤りを感じざるを得ない。

当会は、津谷弁護士のご冥福をお祈りし、ご遺族に対して心からの哀悼の意を表するとともに、本件のような暴力的な手段による弁護士活動への妨害行為に対しては、決して怯むことはなく、毅然とした対応を続ける決意であることをここに表明する。

2010（平成22）年11月12日

佐賀県弁護士会

会長 池田 晃太郎